

# 【本部・ブロック本部・年金事務所の機能】

本部

## 組織管理機能

- ▶コンプライアンス・リスク管理
- ▶人事管理(本部・地方管理職)
- ▶予算執行管理、調達・契約

## 業務管理機能

- ▶目標設定、実績評価
- ▶サービス推進、業務改善
- ▶業務の標準化
- ▶外部委託の横断的管理・評価

## 事業実施機能

- ▶システム開発・管理・運用
- ▶全国一括業務
- ▶コールセンター

## 監査機能

- ▶業務監査
- ▶会計監査
- ▶システム監査

### 本部への機能集約 (ブロック本部のスリム化)

- ◆業務企画
- ◆調達・支払業務
- ◆給与・旅費業務
- ◆内部監査

ブロック本部

- ▶コンプライアンス・リスク管理
- ▶人事管理(一般職群)
- ▶現地的な調達・契約

- ▶現場業務の指導・支援
- ▶外部委託の現地的管理
- ▶地域の関係機関との連携強化・サービス推進

- ▶事務センター(集約業務)

○本部の管理部門・企画部門を拡充しガバナンスを強化

○本部は現場の声を吸収した上で、現場に対する的確な指示

○ブロック本部は、本部の指示を年金事務所に徹底させるとともに、事務所業務を後方支援

### 事務所への機能(権限)委譲

- ◆所内の一般職群の人員配置
- ◆現地性または緊急性を伴う少額調達案件の執行
- ◆リスク情報やお客様の声は本部へ直接伝達

### 事務センターへの機能集約

- ◆対面を要しない審査業務等の集約化を徹底

年金事務所

※事業所の調査・職権適用、強制徴収、年金相談などの地域に密着した対人業務に集中

- ▶コンプライアンス・リスク管理

- ▶お客様の声の把握
- ▶サービス改善の取組
- ▶本部への業務改善提案

- ▶事務所としての目標設定
- ▶目標達成への取組
- ▶マニュアルに基づく業務執行

## 【ブロック本部における年金事務所業務の支援体制】

○ブロック本部は年金事務所の業務に対し、従来の指導中心の対応ではなく、問題点を的確に把握した上で、年金事務所業務を後方支援

- ▶各年金事務所毎の支援業務を担当する職員をブロック本部に配置し、頻繁に連絡・連携・訪問することにより、常時、年金事務所と問題意識を共有
- ▶支援部門に業務の知識・経験豊富な職員を配置し、年金事務所の抱える困難事案に対し実地支援することにより、一体となって問題解決
- ▶年金事務所毎の業務実施状況等を比較・分析・評価することなどにより、問題点やその原因を洗い出し、具体的な対処方針や解決策を検討・指示

### 具体的な支援のイメージ

#### ◆未適用事業所に対する立入検査・職権適用の支援

事務所職員による訪問指導を再三行っても加入に応じない事業所（重点的加入指導対象事業所）に対して、年金事務所と共同で立入検査を行い、最終的には職権適用を実施。

#### ◆大口・長期などの徴収困難な滞納事案に対する滞納処分等の支援

- ・徴収困難な滞納事案について、年金事務所と共同で財産調査・搜索・差押え・納付指導等を実施。
- ・財産隠蔽などの悪質な滞納事案について、財務大臣に滞納処分の権限委任を行う場合は、ブロック本部の担当職員が、地方厚生局、国税局等との個別調整業務を担当（調整中）。

#### ◆滞納処分等に係る訴訟事案に対する対応

年金事務所が実施した滞納処分等が訴訟事案になった場合の対応については、顧問弁護士等と相談しながら、専門的かつ主体的に対応。

# (参考) 日本年金機構と国の関係機関との現地的対応事務 (調整中)

管轄 組織	北海道	青森	岩手	秋田	宮城	山形	福島	埼玉	長野	新潟	茨城	栃木	群馬	山梨	千葉	東京	神奈川	静岡	岐阜	愛知	三重	富山	石川	福井	大阪	兵庫	滋賀	京都	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	大分	熊本	宮崎	鹿児島	沖縄
	日本年金機構	北海道ブロック本部	東北ブロック本部				北関東・信越ブロック本部				南関東ブロック本部				中部ブロック本部				近畿ブロック本部				中国ブロック本部				四国ブロック本部				九州ブロック本部																

- 徴収職員・収納職員の認可申請・認可
- 滞納処分の認可申請・認可
- 悪質な保険料滞納事案に係る滞納処分権限の個別委任の調整
- 事業所等への立入調査の認可申請・認可
- 年金委員の委嘱の推薦・委嘱発令
- 年金教育・市町村法定受託事務に係る協力・連携 等

厚生労働省	北海道厚生局	東北厚生局	関東信越厚生局	東海北陸厚生局	近畿厚生局	中国四国厚生局	四国厚生支局	九州厚生局
	北海道厚生局	東北厚生局	関東信越厚生局	東海北陸厚生局	近畿厚生局	中国四国厚生局	四国厚生支局	九州厚生局

- 悪質な保険料滞納事案に係る滞納処分権限の個別委任の調整

財務省 国税局	札幌国税局	仙台国税局	関東信越国税局	東京国税局	名古屋国税局	金沢国税局	大阪国税局	広島国税局	高松国税局	福岡国税局	熊本国税局	沖縄国税事務所
	札幌国税局	仙台国税局	関東信越国税局	東京国税局	名古屋国税局	金沢国税局	大阪国税局	広島国税局	高松国税局	福岡国税局	熊本国税局	沖縄国税事務所

# 7. 年金記録に関する業務と体制

紙台帳(8.5億件)と  
コンピュータ記録との  
突合せ

平成21年度  
○画像検索システムの  
構築などの基盤整備



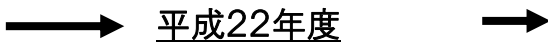
平成22年度  
○突合せの開始

**【体制試算】**  
10年間で突合せを実施するとして、6千~7千人/  
1日当たりで、1日20~30万件の処理

正規職員	200~300人
賃金職員等	6千~7千人

標準報酬等の遡及  
訂正事案への対応

平成20~21年度  
○2万件の訪問調査  
○144万件該当者への  
お知らせ

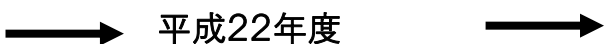


平成22年度

○21年中に厚年受給者全員に標準報酬のお知らせを開始

ねんきん定期便

平成21年度  
○加入者全員に加入  
した全記録送付



平成22年度  
○35歳・45歳・58歳  
の方に全記録送付  
○それ以外の方に直近  
1年分の記録を送付

23年度以降も毎年度実施

その他

平成21年度  
○ねんきん特別便の記録相  
談・調査・統合・再裁定  
○未統合記録の解明 など

**【現在の地方庁の体制】**  
○正規職員:現在約1.2万人のうち、  
3割の4千人が年金記録に従事  
○賃金職員等:3千人が年金記録に  
従事

**[内訳]**

ねんきん特別便等の記録 相談・調査・統合等 3千人	標準報酬 3百人	記録解明その他 9百人
---------------------------------	-------------	----------------

年金記録問題への取組 問題の所在と対応策

問題の所在

基礎年金番号に未統合の記録が18年6月時点で5000万件存在

※ 平成9年に1人1番の基礎年金番号が導入された当時のコンピュータ記録の総数は3億件

年金記録の正確性の問題

- 1) 過去の紙台帳(マイクロフィルムを含む)からコンピュータへの記録の転記が不正確
- 2) 厚生年金の標準報酬等を事実に対して遡及訂正した事案
- 3) 本人が保険料を納めたとしているのに対して、保険料の納付記録が社会保険庁にない事例

対応策

- ・「ねんきん特別便」を契機とする解明・統合
  - 1) 「名寄せ特別便」・・・基礎年金番号の記録との突合により結びつく可能性のある記録があった方(平成19年12月～3月)
  - 2) 「全員特別便」・・・それ以外の全ての方(平成20年4～10月)
- ・記録の内容に応じた未統合記録の解明  
※住基ネットによる「生存者」「5年以内死亡者」の特定など

- ・年金記録をいつでも簡便に確認できるための仕組みの整備
  - 1) インターネットによる記録照会サービスを受給者にも拡大(20年度中)
  - 2) 全ての加入者に「ねんきん定期便」を送付(21年度～)
- ・コンピュータ記録と紙台帳との突合せ
- ・標準報酬等の遡及訂正事案への対応
- ・年金記録確認第三者委員会(総務省)  
月間平均処理件数 約4,800件  
処理済み件数 約48,000件(対受付数56%)(21年1月末)

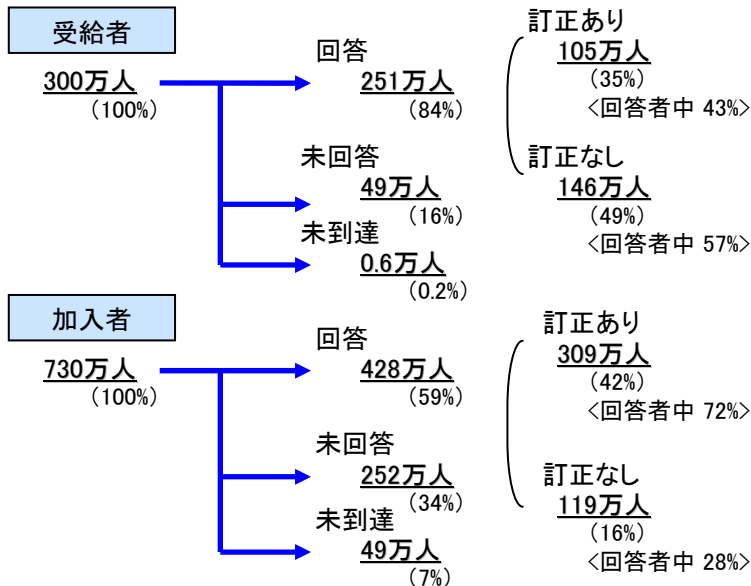
# ① 「ねんきん特別便」

## これまでの取組

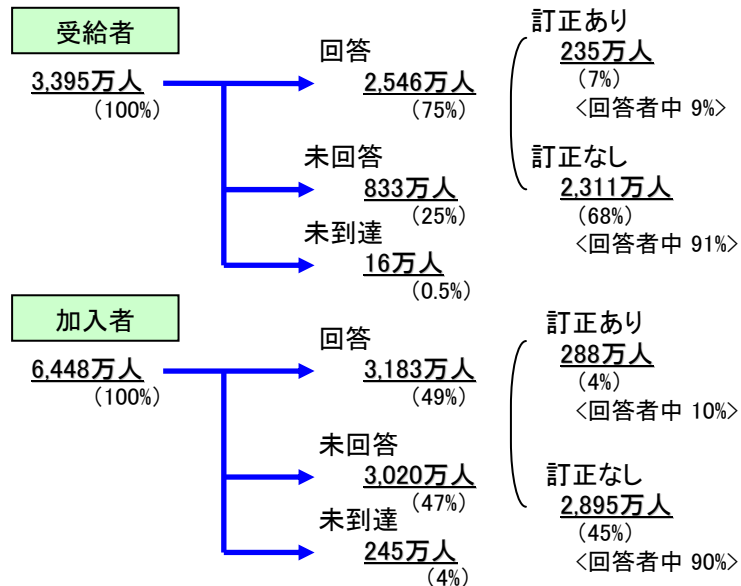
- 19年12月からこれまでに全ての受給者・加入者約1億9百万人に送付し、国民の皆様記録を確認いただいております、このうち約6,400万人(20年11月末現在)から回答をいただきました。
- 「ねんきん特別便」の周知・広報、相談体制の充実。

【ねんきん特別便の状況(平成20年11月30日現在)】

### 名寄せ特別便 《平成19年12月～平成20年3月送付》



### 全員特別便 《平成20年4月～平成20年10月送付》



**送付総数**  
10,873万人(100%)

**回答件数**  
6,408万人(59%)

訂正あり  
937万人(9%)

訂正なし  
5,471万人(50%)

**未回答件数**  
4,154万人(38%)

**未到達件数**  
311万人(3%)

## 今後の方向

- 「ねんきん特別便」のフォローアップの徹底。
  - ・ 全ての受給者から回答をいただくことを目指し、20年度中に集中的に取り組む。
  - ・ 加入者についても、できる限り多くの方から回答をいただき、21年度からの「ねんきん定期便」の取組につなぐ。

## ② 未統合記録の解明

### これまでの取組

- 「ねんきん特別便」による記録確認の取組と並行して、未統合記録の内容に応じた様々な方法による解明作業に計画的に取り組む。
- 18年6月に約5,000万件あった未統合の記録のうち、既に統合済みの記録は約900万件に増加、今後解明を進める記録は約1,200万件まで減少。

### 【未統合記録の統合・解明状況について】

	(19年12月)		(20年12月)
・基礎年金番号に統合済みの記録	310万件	→	910万件
・その他一定の解明がなされた記録(死亡・脱退手当金受領等)	1240万件	→	1623万件
・名寄せにより特別便を送付した記録	1100万件	→	820万件
・解明作業が進展中の記録(住基ネット調査等)		→	533万件
・今後解明を進める記録	2445万件	→	1209万件
	計 5095万件		計 5095万件

### 今後の方向

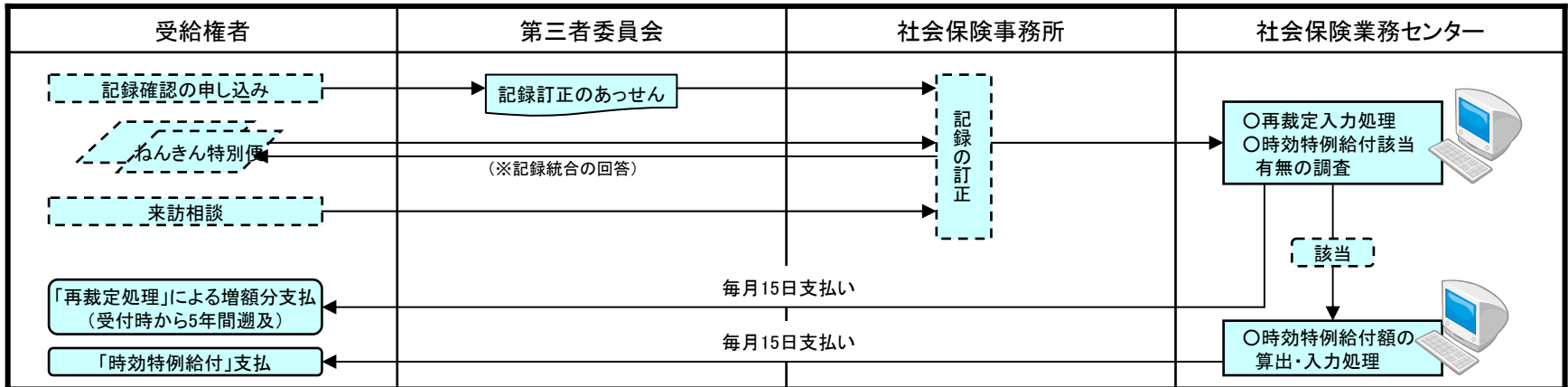
- 引き続き、旧姓を活用した調査などの解明作業を、20年度中に集中的・計画的に実施する。

### ③ 再裁定処理体制の強化

#### これまでの取組

- 「ねんきん特別便」による記録の統合などにより、再裁定の申出が増加していることにより、再裁定の処理に要する期間が長めになっているため、再裁定に必要な複雑な事務処理に精通した職員の集中配置、再裁定処理システムの機能を強化する等体制を強化。

【『記録の訂正(追加・統合)』に伴う裁定の変更(再裁定)処理及び時効特例給付支給までの事務処理の流れ】



#### 今後の方向

- 20年11月末時点で、全体としては、進達されてから支払いまでに、7か月程度を要していることから、更に、任期付き職員の採用、社保事務局からの支援の拡充、再裁定処理システムの機能強化を行う。

【再裁定の処理件数及び処理体制】

	(20年12月)		(21年3月)
処理件数	8万件／月	→	20万件程度／月
処理体制	280人	→	470人